

# 四半期報告書

(第30期第1四半期)

自 2020年4月1日

至 2020年6月30日

コムシード株式会社

東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地

## 表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1

## 第2 事業の状況

1 事業等のリスク .....	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	2
3 経営上の重要な契約等 .....	3

## 第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	4
(2) 新株予約権等の状況 .....	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	6
(5) 大株主の状況 .....	6
(6) 議決権の状況 .....	7
2 役員の状況 .....	7

## 第4 経理の状況 .....

1 四半期財務諸表	
(1) 四半期貸借対照表 .....	9
(2) 四半期損益計算書 .....	10

## 注記事項

(四半期貸借対照表関係) .....	11
(四半期キャッシュ・フロー計算書関係) .....	11
(株主資本等関係) .....	11
(セグメント情報等) .....	12
(1 株当たり情報) .....	12
(重要な後発事象) .....	13

2 その他 .....	15
-------------	----

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月7日
【四半期会計期間】	第30期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚原 謙次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03) 5289-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 大久保 泰夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03) 5289-3111
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 大久保 泰夫
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第1四半期 累計期間	第30期 第1四半期 累計期間	第29期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	296,822	319,126	1,171,372
経常利益又は経常損失(△) (千円)	5,611	△81,043	17,693
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失(△) (千円)	5,115	△81,450	△54,755
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失(△) (千円)	—	4,346	△6,301
資本金 (千円)	884,926	884,926	884,926
発行済株式総数 (株)	5,737,264	11,474,528	5,737,264
純資産 (千円)	732,366	590,987	672,437
総資産 (千円)	1,038,784	1,193,151	996,091
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	0.45	△7.10	△4.77
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益 (円)	0.44	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	70.4	49.4	67.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第29期第1四半期累計期間は持分法を適用する関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第29期は潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、第30期第1四半期累計期間は潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
5. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、当社は現時点において、新型コロナウイルス感染症による業績への影響はほとんど受けしておりません。

また、当社は新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することが困難ではあるものの、当該収束が2021年3月期末までに収束すると仮定した場合においても、経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性は低いものと認識しておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ① 経営成績の状況

当社は、当第1四半期累計期間において、スマートフォン向けコンテンツビジネスのさらなる成長およびシェアの拡大を図るべく、スマートフォンアプリ開発、ソーシャルゲーム運営ならびに新規事業の推進に取り組んでまいりました。第1四半期累計期間の事業の概況としては、既存事業が前年より好調だったことに加え、当四半期末に新規サービスを開始したことで、売上高が前年同期比で増加いたしました。利益面では当初計画通り、新作ゲームアプリの事前プロモーションを中心とした先行投資を行ったことにより、当四半期においては一時的に損失を計上しております。結果、売上高は319,126千円（前年同期比7.5%増）、営業損失76,577千円（前年同期は営業利益6,299千円）、経常損失81,043千円（前年同期は経常利益5,611千円）、四半期純損失81,450千円（前年同期は四半期純利益5,115千円）となりました。

なお、当社はモバイル事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、事業におけるサービス分野別の主な取り組みは、以下のとおりであります。

- (a) ソーシャルゲームについては、当四半期末に新規ゲームアプリ「ビッグバッドモンスター」をリリースいたしました。本件については、一定規模の費用をかけた事前プロモーションを実施し、その費用が一時的に先行しております。なお、本格的な売上寄与は第2四半期以降となる見込みです。また、主力サービスのバーチャルホール「グリパチ」においては、引き続きコンスタントにアプリを投入し、新規ユーザーについても増加傾向を見せております。
- (b) 従量制アプリについては、当四半期にパチスロアプリ2本、パチンコアプリ1本、計3本の新作をリリースし、堅調に推移しております。
- (c) SNSゲームの運営ノウハウを生かしたBtoB（企業間取引）向け受託開発・運営に関しては、主力である既存の運営業務を中心に、計画通り推移いたしました。
- (d) その他新規事業については、当社が日本国内版の企画・運営で参画しております「ONE PUNCH MAN 一撃マジファイト」に関して、関係各社で連携して準備にあたっております。その他、新規事業に関する企画・開発を引き続き進行いたしました。

##### ② 財政状態の状況

###### (a) 資産

当第1四半期会計期間末における資産は197,059千円増加し、1,193,151千円（前事業年度末比19.8%増）となりました。

これは主に、流動資産で現金及び預金92,707千円、受取手形及び売掛金21,736千円、その他9,071千円、固定資産で無形固定資産24,662千円、投資その他の資産47,857千円の増加によるものです。

###### (b) 負債

当第1四半期会計期間末における負債は278,509千円増加し、602,163千円（前事業年度末比86.1%増）となりました。

これは、主に流動負債で買掛金43,937千円、その他47,037千円、固定負債で転換社債型新株予約権付社債200,000千円の増加、長期借入金7,587千円が減少したことによるものです。

###### (c) 純資産

当第1四半期会計期間末における純資産は81,450千円減少し、590,987千円（前事業年度末比12.1%減）となりました。

これは、主に四半期純損失の計上による利益剰余金81,450千円の減少によるものです。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期累計期間において、従業員数に著しい変動はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

前事業年度において計画中であったソフトウェア設備の新設計画については、2020年6月（投資総額19,100千円）に完了しております。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、重要な変更または新たな発生はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の事業活動の維持拡大に要する資金資金を安定的に確保するため、自己資金及び金融機関からの借入や転換社債型新株予約権付社債により資金調達を行っており、当第1四半期会計期間末における現預金残高は445,653千円、有利子負債残高は323,957千円となりました。

また、当社は現預金残高のほか、取引金融機関2社と当座貸越契約（借入未実行残高150,000千円）を締結しており、資金の流動性を確保できているものと認識しております。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	44,000,000
計	44,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2020年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2020年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,474,528	11,474,528	名古屋証券取引所 (セントレックス)	単元株式数 100株
計	11,474,528	11,474,528	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集)

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことを決議し、2020年6月5日に払込が完了しております。

概要は以下のとおりであります。

コムシード株式会社第4回転換社債型新株予約権付社債

募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ
発行総額	金200,000,000円（額面総額200,000,000円）
各社債の金額	金5,000,000円の1種
発行価格	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。
払込期日	2020年6月5日
利率	年率0.7%（固定）
利払日	毎年12月31日
利息支払の方法	（注1）
償還期限	2023年6月4日
償還の方法	満期償還（未償還の全部を額面100円に付き100円）又は繰上償還（注2）、 買入償還（注3）
本新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
本新株予約権の目的となる株式の数	452,488株 払込金額の総額を転換価額で除した整数（1株未満の端数は切り捨て）
転換価額	金442円
新株予約権の行使期間	2020年6月5日から2023年6月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
資金の使途	新規事業の展開及び既存事業の安定的な運営資金

（注1）利息支払の方法について

①本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、2020年12月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年12月31日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間分を支払う。但し、1年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

②利払日が、銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。

③本転換社債型新株予約権の行使の効力発生日から後は、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。

④償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかつた場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

⑤利息の支払場所

コムシード株式会社 経営管理部

(注2) 本社債の繰上償還について

①当社は、2020年9月4日以降、20営業日前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部または一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還することができる。

②本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(注3) 本社債の買入償還について

①当社は、本社債権者と合意の上、隨時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買い入れることができる。

②当社が新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社はいつでもその選択により、当該新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年4月1日 (注)	5,737,264	11,474,528	—	884,926	—	316,035

(注) 株式分割（普通株式1株につき2株の割合）によるものです。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,736,000	57,360	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,264	—	—
発行済株式総数	5,737,264	—	—
総株主の議決権	—	57,360	—

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、直前の基準日（2020年3月31日）に基づき、当該株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

② 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	352, 945	445, 653
受取手形及び売掛金	202, 047	223, 784
仕掛品	2, 534	3, 753
原材料及び貯蔵品	1, 158	1, 160
その他	65, 768	74, 839
流動資産合計	<u>624, 455</u>	<u>749, 192</u>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	7, 992	7, 794
無形固定資産	105, 237	129, 899
投資その他の資産		
その他	297, 407	344, 851
貸倒引当金	△39, 000	△38, 586
投資その他の資産合計	<u>258, 407</u>	<u>306, 264</u>
固定資産合計	<u>371, 636</u>	<u>443, 959</u>
<b>資産合計</b>	<u>996, 091</u>	<u>1, 193, 151</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	97, 672	141, 610
1年内返済予定の長期借入金	30, 348	30, 348
未払法人税等	7, 027	2, 148
その他	59, 836	106, 874
流動負債合計	<u>194, 884</u>	<u>280, 981</u>
<b>固定負債</b>		
転換社債型新株予約権付社債	-	200, 000
長期借入金	101, 196	93, 609
退職給付引当金	8, 376	8, 376
役員退職慰労引当金	19, 197	19, 197
固定負債合計	<u>128, 769</u>	<u>321, 182</u>
<b>負債合計</b>	<u>323, 654</u>	<u>602, 163</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	884, 926	884, 926
資本剰余金	316, 035	316, 035
利益剰余金	△529, 433	△610, 883
自己株式	△53	△53
株主資本合計	<u>671, 474</u>	<u>590, 024</u>
<b>新株予約権</b>	963	963
<b>純資産合計</b>	<u>672, 437</u>	<u>590, 987</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>996, 091</u>	<u>1, 193, 151</u>

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	296,822	319,126
売上原価	180,101	221,334
売上総利益	116,721	97,792
販売費及び一般管理費	110,422	174,370
営業利益又は営業損失(△)	6,299	△76,577
営業外収益		
受取利息	88	83
その他	—	67
営業外収益合計	88	151
営業外費用		
支払利息	276	311
社債利息	—	95
社債発行費	—	2,631
支払手数料	500	1,577
その他	—	0
営業外費用合計	776	4,616
経常利益又は経常損失(△)	5,611	△81,043
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	413
特別利益合計	—	413
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	5,611	△80,629
法人税、住民税及び事業税	573	573
法人税等調整額	△78	247
法人税等合計	495	820
四半期純利益又は四半期純損失(△)	5,115	△81,450

**【注記事項】**

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2社と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
当座貸越極度額の総額	150,000千円	150,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	150,000千円	150,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	5,359千円	6,259千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間（自2019年4月1日 至2019年6月30日）

該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間（自2020年4月1日 至2020年6月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
関連会社に対する投資の金額	70,200千円	70,200千円
持分法を適用した場合の投資の金額	63,898	68,245
	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	一千円	4,346千円

(注) 前事業年度において、株式取得により株式会社モビディックを関連会社とし、みなし取得日は2019年9月30日としております。このため、前第1四半期累計期間での持分法を適用した場合の投資損益は発生しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間（自2019年4月1日 至2019年6月30日）

セグメント情報については、モバイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第1四半期累計期間（自2020年4月1日 至2020年6月30日）

セグメント情報については、モバイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)	0円45銭	△7円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	5,115	△81,450
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	5,115	△81,450
普通株式の期中平均株式数(株)	11,474,402	11,474,380
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	0円44銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	100,250	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		—

(注) 1. 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

### (重要な後発事象)

当社は、2020年6月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することについて決議いたしました。これに基づき、2020年7月22日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプションの内容を確定いたしました。

#### 1. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社の取締役及び従業員に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

#### 2. 2020年株式報酬型ストック・オプションの概要

決議年月日	2020年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員4名
新株予約権の数（個）	387（注）1
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 38,700株（注）1.3
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 65,900円 (1株当たり659円)（注）2
割当日	2020年7月27日
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円（注）3
新株予約権の行使期間	2021年8月1日から2030年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）3	発行価格 660円 資本組入額 330円
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
新株予約権の行使の条件	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

##### （注）1. 新株予約権の数

387個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式38,700株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権1個当たり 65,900円（1株当たり659円）

上記金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定している。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1 円とする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2021 年 8 月 1 日から 2030 年 7 月 31 日までとする。

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生じる場合には、小数点第 1 位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 本新株予約権の行使期間の初日から 1 年間

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 15%

(b) 上記(a)の期間の終了後から 1 年間

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 35%

(c) 上記(b)の期間の終了後から 1 年間

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 65%

(d) 上記(c)の期間の終了後から本新株予約権の行使期間の満了日まで

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 100%

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2020年7月27日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月6日

コムシード株式会社  
取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 柏木 忠 印  
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 高田 政憲 印  
業務執行社員 公認会計士

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コムシード株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月7日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚原 謙次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長塚原謙次は、当社の第30期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。